

令和3年9月21日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び保険医の行政処分等について

令和3年9月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消」について意見伺及び諮問した結果、これらを妥当とする建議及び答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 元保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | | | | | |
|-------|---|------|-----------------|---|---|---|-----------|
| (1) 名 | 称 | 抹茶歯科 | | | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 新潟県三条市一ツ屋敷新田285 | | | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 松田 孝志 | | | | |
| (4) 指 | 定 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和3年9月22日 |

※ 当該保険医療機関は、令和2年4月30日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消

- | | | | | | | | |
|-------|---|-------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| (1) 氏 | 名 | 松田 孝志 (46歳) | | | | | |
| (2) 登 | 録 | 取 | 消 | 年 | 月 | 日 | 令和3年9月22日 |
| (3) 根 | 拠 | と | な | る | 法 | 律 | 健康保険法 (大正11年法律第70号)
第81条第2号 |

【行政処分等に至った経緯】

訪問診療を受けた患者の家族から、医療費通知の自己負担相当額が実際に支払った金額と相違しているという情報提供があり、不正請求が疑われた。

個別指導を実施したところ、訪問していない日の診療報酬を請求したことが疑われたことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、患者から提出のあった診察券、請求書等で確認された訪問診療日以外の日には訪問診療を行ったとして診療報酬が請求されている事象や複数の施設入居者に対して同日に訪問診療を行っていたにもかかわらず、診療報酬明細書に訪問先を「居宅」と記載し、診療報酬が請求されている事象が認められた。

個別指導を再開し、患者調査の結果について確認したところ、診療録に事実と異なる記

載をしたこと及び不正な診療報酬を請求していたことを認めた。そのため個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年7月16日から令和3年3月18日まで計5日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

また、令和2年10月13日に診療録及びその他の帳簿書類の提出を求める旨を通知したところ、正当な理由もなく提出を拒否した。

【行政処分等の主な理由】

1. 元保険医療機関

元開設者である松田孝志は、診療録及びその他の帳簿書類の提出を求められ、正当な理由なく提出しなかった。また、監査への出頭を求められ、正当な理由なく監査を拒み、忌避した。

2. 保険医

健康保険法等に基づく監査を実施する旨、通知したが、保険医である松田孝志歯科医師は、正当な理由なく監査を欠席した。

このことは、健康保険法等に基づく監査について、保険医が、出頭を求められてこれに応ぜず、検査を拒み、忌避したものであり、保険医及び保険薬剤師の登録の取消を定めた健康保険法第81条に該当する。